

## 家屋を新增築、取り壊しをしたときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の新增築や取り壊し、用途変更があったときは、お早めに税務課まで次の届け出をしてください。

特に家屋の一部または全部を取り壊したときは、速やかに「家屋取壊届出書」の提出をお願いします。この届け出がないと、家屋を取り壊したという確認ができないため、翌年度以降も課税される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

### 届け出が必要な時とその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	・ 新築住宅に関する固定資産税の減額申告書 (未登記の場合は「未登記家屋取得届出書」も必要です)	・ 住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	・ 家屋取壊届出書	・ 住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	・ 家屋取壊届出書	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	・ 家屋用途変更届出書	・ 住宅用地認定申告書
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	・ 家屋取壊届出書 ・ 固定資産税減免申請書	・ 被災住宅用地の特例適用申告書
(6) 未登記家屋の所有者を変更するとき	・ 未登記家屋取得届出書	

※ 登記された家屋を取り壊した場合は、別途、法務局で滅失登記をする必要があります。

問税務課 ☎388-1112

## 建築物の耐震化促進に伴う助成

町では地震に備えるため、昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅の耐震診断を希望される方に、無料で専門家を派遣し、耐震診断と耐震補強のアドバイスを受けられる制度を設けています。また、昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅の耐震診断と、昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の建築物の耐震診断、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震補強または、耐震シェルターなどの設置にかかる費用の一部を助成する制度を設けています。

申込期限 12月28日(月)

申込問建設課 ☎388-1117



### 9月の開催日程

9(水).10(木).11(金).22(祝火).23(水).24(木).25(金)



9/10(木) 第5回西日本ダービー

9/24(木) 第45回秋風ジュニア(P)

9/10、9/24、CGNにて笠松けいば全レースを放送!

笠松競馬場・シアター恵那 JRA馬券発売中!!



<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

ツイッター・インスタグラムで笠松けいば

の色々な情報を日々、配信しています

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

## 株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業  
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地

TEL 058-239-9921

瑞穂市野田新田3977-1

TEL 058-327-4030



住宅性能保証制度  
登録店

住まいのパイオニア

総合建設請負業

## 安藤建設株式会社

☎ 058-388-0077

FAX 058-387-1515